

平成 31 年 2 月 28 日

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会

会長 中川 幾郎

平成 29 年度参画と協働の取組状況の評価について

西宮市参画と協働の推進に関する条例第 18 条に基づき、平成 29 年度の参画と協働の取組状況について、当評価委員会において評価した結果を下記のとおり報告します。

記

I 参画の取組状況について

- 1 参画の評価にあたって
- 2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について
- 3 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について

II 協働の取組状況について

- 1 協働事業の評価にあたって
- 2 協働事業提案手続にもとづく協働事業全般について
- 3 協働事業提案手続にもとづく個別の協働事業について

III 西宮市参画と協働の推進に関する条例にもとづく取組の見直しについて

- 1 参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価基準について
- 2 未来づくりパートナー事業の見直しについて

目次

I	参画の取組状況について	
1	参画の評価にあたって	3
2	意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について	4
3	意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について	5
II	協働の取組状況について	
1	協働事業の評価にあたって	7
2	協働事業提案手続にもとづく協働事業全般について	7
3	協働事業提案手続にもとづく個別の協働事業について	8
III	西宮市参画と協働の推進に関する条例にもとづく取組の見直しについて	
1	参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価基準について	10
2	未来づくりパートナー事業の見直しについて	10

I 参画の取組状況について

1 参画の評価にあたって

西宮市参画と協働の推進に関する条例において、参画とは「市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加すること」と定義されており、意見提出手続（パブリックコメント）や附属機関に関する取組、政策提案手続、政策公募手続など、様々な取組が規定されている。その中でも本委員会は、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求めるパブリックコメントについて、評価・検証を行っている。

パブリックコメントは、説明責任を果たすためだけの制度ではなく、市民等に対して積極的かつ能動的な市政への参画を求めるという踏み込んだ制度である。その実施にあたっては、多くの市民等の関心が寄せられるように、様々な立場の人の意見を踏まえて計画等の案を作成し、誰にでも読みやすく理解されやすい資料を配布するとともに、提出された意見に対して真摯に回答することが重要となる。

これまでは、これらの視点を踏まえ、本委員会がそれぞれの取組を5段階で総合的に評価してきたところであるが、委員によって重視するポイントが異なる点や、点数からはどの部分が優れていた（もしくは不十分であった）のかが読み取れないという課題があった。そのため、本年度の委員会において評価基準の見直しに関する議論を行い、新たに3つの評価項目とそれぞれの評価の視点を設定し、項目ごとに5段階の評価を行うことで、評価基準と評価結果の明確化を図ることとした。（新たな評価基準は12ページを参照）

新たな評価基準にもとづき、前年度に実施された案件のうち本委員会が選定した3案件について、それぞれの自己評価書及び関連書類をもとに、各委員が評価項目ごとの評価（5～1点）を行い、その平均点に応じた総合評価（A～E）を決定したほか、各委員から寄せられた意見をもとに本委員会としての講評をまとめた。

《総合評価》

全評価項目の平均点	総合評価
4.5点以上	A評価
3.5点以上4.5点未満	B評価
2.5点以上3.5点未満	C評価
1.5点以上2.5点未満	D評価
1.5点未満	E評価

2 意見提出手続（パブリックコメント）を行った案件全般について

平成 29 年度に意見提出手続（パブリックコメント）を実施した 12 案件のうち、8 案件で意見提出者数が 10 人未満となっている。パブリックコメントは、情報公開制度ではなく市民に参画してもらう制度であること、意見がたくさん出てくるのは望ましいということを行政内部にもっと浸透させるとともに、意見募集の最適な実施のタイミングや市民参画の機会確保について、市内で一定の整理をしたほうが良いと思われる。例えば、素案の内容がほぼ固まった段階で意見募集を実施する場合、まずは関係者や専門家で素案の内容をまとめたうえで、一般市民が参加するタウンミーティングでの意見を参考に計画の内容を固めるというプロセスを経たものであれば、たとえ意見が出しにくかったとしても、手続きとして問題がないものとする。一方で、津波避難行動指針のような事案の場合、市民の防災意識を高めるという目的も含めて参画の機会や時間を多く確保したほうが、政策効果が上がるのではないかと考える。そもそもの目的が計画を作成することではなく、人命を救うことであると考えたときに、パブリックコメントを一つのツールと捉え、早い段階で実施するというのも方法の一つである。

《参考：平成 29 年度パブリックコメント実施結果》

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	意見の扱い		
				反映件数	今後の参考意見	その他意見
1	(仮称)西宮市子ども・子育て支援プラン	64 人	112 件	2 件	74 件	36 件
2	西宮市津波避難行動指針	4 人	19 件	6 件	0 件	13 件
3	西宮市障害福祉推進計画	36 人	68 件	4 件	52 件	12 件
4	春風小学校教育環境整備事業基本計画	5 人	10 件	0 件	9 件	1 件
5	快適な市民生活の確保に関する条例(一部改正)	90 人	131 件	0 件	98 件	33 件
6	(仮称)西宮市宮水保全条例(制定)	7 人	10 件	0 件	1 件	9 件
7	西宮消防署建替基本計画	1 人	7 件	0 件	0 件	7 件
8	西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画	6 人	25 件	5 件	5 件	15 件
9	食育・食の安全安心推進計画(中間見直し版)	5 人	9 件	2 件	3 件	4 件
10	新・にしのみや健康づくり 21 (第 2 次) 西宮市健康増進計画《中間見直し版》	5 人	8 件	2 件	4 件	2 件
11	(仮称)西宮市住宅宿泊事業法施行条例(制定)	13 人	31 件	24 件	3 件	4 件
12	安井小学校教育環境整備事業基本計画	5 人	22 件	0 件	8 件	14 件
合 計		241 人	452 件	45 件	257 件	150 件

※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいう。

※ 本委員会において、上表の 1～3 の案件について評価を行った。

3 意見提出手続（パブリックコメント）を行った個別案件について

1	名称	西宮市子ども・子育て支援プラン（素案）		
	担当課	子供支援総務課		
	案件概要	「西宮市次世代育成支援行動計画」と、「西宮市子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画を統合し、平成36年度までの西宮市の幼稚園や保育所、放課後施策、障害のある子供への支援などの市の子育て支援施策や、事業の方向性、目標等を示す新しい計画を策定する。		
	評価	全評価項目の平均点	3.8点	総合評価 B
		評価項目 市民参画の機会確保・広報	4.1点	
パブリックコメントの公表資料		3.6点		
実施結果	3.9点			
講評	<p>広く関係団体へ資料を送付し、パブリックコメント以外にも、附属機関での審議、ワークショップ、アンケート等を実施するなど、市民参画の機会確保に努め、幅広い層からの意見を踏まえて素案を作成しようという担当課の姿勢を高く評価する。公表資料（本編・概要版）についても、全体的にうまくまとめられており、読み手にとってわかりやすい工夫が施されている。一方、本編の文章量が多いと感じた委員もいたことから、もう少しコンパクトにまとめることができれば、より分かりやすい資料になったのではないかと。その他にも、目標数値の設定理由や困難度が分かりにくい、用語の説明が一部不足しているという意見もあった。</p>			
2	名称	西宮市津波避難行動指針（素案）		
	担当課	防災総務課		
	案件概要	市民や地域団体、事業所、市内在勤者が自分たちの命を守るために、地域の状況に応じた適切な津波避難の方法を自ら考えることを目的として、西宮市の地域特性や被害想定、東日本大震災の教訓を参考に指針を策定する。		
	評価	全評価項目の平均点	3.2点	総合評価 C
		評価項目 市民参画の機会確保・広報	2.7点	
パブリックコメントの公表資料		3.7点		
実施結果	3.3点			
講評	<p>公表資料については、図表、写真、イラストを効果的に配置し、説明も簡潔にまとめられているなど、市民にとって見やすく分かりやすい内容となっている。一方、誰にとっても身近な問題であるにも関わらず、意見提出者数が少なかったのは非常に残念である。また、市民向けの行動指針であるならば、いかにしてこの内容を市民に知ってもらうか、意見を出してもらうかという点にもっと注力すべきではなかったか。地域のコミュニティ団体や子供たちが在籍している施設に資料を配布し、市民一人ひとりの意見や困りごとを受け止めて作成すれば、より良い指針になったものとする。</p>			

3	名称	西宮市障害福祉推進計画（素案）		
	担当課	障害福祉課		
	案件概要	<p>障害の有無に関わらず誰もが当たり前に共生する社会の実現に向け、国の法改正の動向や市の施策の課題等を踏まえながら、障害福祉施策の基本的な理念と取り組みの指針を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示す計画を策定する。</p>		
	評価	全評価項目の平均点	3.6点	B
		評価項目	市民参画の機会確保・広報	
		パブリックコメントの公表資料	3.6点	
	実施結果	3.4点		
講評	<p>アンケートの実施、策定委員会及び懇談会の設置、策定委員会への外部委員及び公募委員の登用など、市民参画の機会を複数設けることで、市民の意見を計画に反映しようという努力が見られる。一方、策定委員会の委員構成や用語説明の一部不足から、専門家や事業者の意見を中心に策定された計画となっているような印象も受けた。公表資料については、一つ一つの表現に対する気配りが見受けられ、目標達成の数値や根拠も明確で分かりやすい内容となっている。実施結果についても、提出された意見に対して丁寧に回答できており、表紙の「多数のご意見ありがとうございました。」という文言からは、意見を提出した方々への感謝の気持ちが伝わってきた。</p>			

II 協働の取組状況について

1 協働事業の評価にあたって

西宮市参画と協働の推進に関する条例において、協働とは、「市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動すること」と定義されており、協働事業の実施にあたっては、以下に記す点が重要と考える。

- ・事業目的の共有はもとより、現状認識・課題抽出・合意形成・事業コンセプトの決定というプロセスの共有を図ること。
- ・それぞれの強みや特性を生かすことができるように、あらかじめ双方協議のもとで役割分担を決定し、事業実施中は意思疎通を図りながら、対等な関係で事業実施に取り組むこと。
- ・お互いに自立した存在として事業を実施し、必要に応じてその他の地域団体やNPOともつながるなど、その後の継続性や発展性も視野に入れて取り組むこと。
- ・事業実施後には、事業の成果や課題等について双方が振り返りを行い、その後のステップアップにつなげるとともに、第三者から見て事業内容や成果が分かりやすい報告書（アンケートや写真を交えたもの）を作成し、市民等に広く公開すること。

参画の評価と同様、本年度の委員会において評価基準の見直しに関する議論を行い、新たに4つの評価項目とそれぞれの評価の視点を設定し、各委員が項目ごとに5段階での評価を行うことで、評価基準と評価結果の明確化を図ることとした。（新たな評価基準は13ページを参照）

当該評価結果が今後の事業実施に活かされることで、より適切で効果的な協働事業の実現につながることを期待する。

2 協働事業提案手続にもとづく協働事業全般について

平成29年度中に実施された協働事業提案制度にもとづく2件の協働事業について評価を行った結果、B評価が1件、C評価が1件という結果になった。

いずれもサポーターの育成を目的とした事業であり、今回得られた成果を今後に生かすには、参加者が活躍できる機会を今後継続的に提供できるかどうか重要なポイントになる。その点では、公民館講座の講師依頼など、市からの積極的な関わりや働きかけが求められる。

また、事業実施後の提案団体及び市関係課による自己評価について、評価が「できた」と「概ねできた」に偏っており、双方が実施したことに満足して、課題の抽出ができていないような印象を受けた。自己評価は、適切に事業に取り組むことができたかという点を振り返る機会であると同時に、お互いの評価結果を確認しあうことで、相互の不理解や課題を発見する機会にもなっていることから、自己評価には双方が厳しい姿勢で臨む必要がある。自己評価ではどうしても評価が甘くなるということであれば、他己評価を行うという方法も考えられるという意見や、自己評価の項目が細かすぎるといった意見もあったため、自己評価の方法や評価様式の見直しについて検討が必要と考える。

3 協働事業提案手続にもとづく個別の協働事業について

1	名称	歴史建築観光サポーター育成事業～市北部地域の歴史的建造物探訪～		
	提案者	特定非営利活動法人 阪神文化財建造物研究会		
	担当課	文化財課、都市ブランド発信課、都市デザイン課		
	事業概要	歴史的建造物に興味を持つ市民を歴史建築観光サポーターとして育成することを目的に、前年度の市南部地域での実施に引き続き、市北部地域の歴史的建造物やそれを包む風土の魅力を体感できる座学や現地研修を実施する。		
	評価	全評価項目の平均点	3.5点	総合評価
	評価項目	事業内容	3.6点	B
		協働	3.6点	
		事業の成果	3.2点	
		作成書類	3.7点	
	講評	<p>行政との協働により、市北部地域の古民家の訪問や見学を中心に、参加者にとって親しみやすい内容の講座を開催することができており、アンケートの結果からも各回の講座は充実していたものと見受けられるなど、とても魅力的な活動となっている。また、案内チラシや講座資料はとても分かりやすく、報告書についてもうまくまとめられている。</p> <p>一方、本事業の実施を通じて構築された「歴史建築観光サポーターネットワーク」を参加者が自主的に運営していくとしているが、アンケートではそのことに対する消極的な回答が多く、今後の展開や事業の成果という点では疑問が残る結果となっている。その点では、サポーター育成の専門家の招へいや参加者がボランティアとして活動できる場の設定など、参加者のモチベーションが上がるような工夫が必要であったと考える。</p> <p>参加者一人ひとりの学びや経験を生かした活動が、今後広がっていくことを期待する。</p>		

2	名称	ゆるやかつながりサポーター（ゆるサポ）のしおりで地域共生の種まき			
	提案者	増尾 千代美			
	担当課	地域共生推進課			
	事業概要	<p>地域住民が世代を超えてつながり、主体的に助け合いの活動を行う「ゆるやかつながりサポーター」を増やしていくことを目的に、ゆるやかつながりの意味や当事者からのメッセージ、地域での声かけ実践事例を掲載した「ゆるやかつながりサポーターのしおり」の作成及び配布を行うとともに、よりよい人間関係や地域のつながりについて学ぶ「ゆるやかつながりサポーター養成講座」を開催する。</p>			
	評価	全評価項目の平均点		3.3点	総合評価 C
		評価項目	事業内容	3.3点	
協働			3.4点		
事業の成果			3.2点		
作成書類	3.6点				
講評	<p>地域力の低下や高齢化が進む中、市との協働により介護する側をつなげていこうとする新たな取組であり、このような取組の重要性は今後ますます高まるものとする。また、本事業の成果物であるしおりは、157名の方々から寄せられた貴重な意見や体験をもとに作成されたもので、実際の活動に役立つものにしていくという努力が見受けられ、わかりやすくやさしい印象を受ける仕上がりになっている。1冊あたりの単価を抑えて発行部数を増やしていれば、活動の成果をより広めることができたのではないか。</p> <p>今後は、他団体との横のつながりも大切にしながら、より踏み込んだ活動を続けていかれることを期待する。</p>				

Ⅲ 西宮市参画と協働の推進に関する条例にもとづく取組の見直しについて

1 参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価基準について

本委員会における評価の基準について、以下の提言を行った。

- ・委員の平均点に基づく A～E の総合評価について、点数の区切りを整数ではなくコンマ5としたほうが、委員がつけた点数の実態に即している。
- ・参画の取組にかかる評価について、市政ニュースでの広報や公共施設での資料の配架などの客観的かつ必須事項である項目は、本委員会の評価基準に含めるべきではない。委員が評価するポイントは、市民が参画しやすい手続きとなっているか、行政が参画してほしいというメッセージが市民にきちんと伝わっているかという点であり、どのようにすれば参画の推進につながるかという生産的な議論ができるような基準が必要。
- ・他市の事例で、客観評価を事務局が行い、それ以外の市民感覚で評価すべき項目を委員の主観で評価するという方法がある。その方法を参考にしてはどうか。客観的な項目については、それらを満たしていない案件の有無について委員会に報告してもらえれば、その原因や対策に関する意見を委員会として述べることができる。
- ・自己評価書の項目ごとに「努力義務」・「必須」・「任意」の記載を設けることで、担当課に対して適正な手続きの意識付けや自覚を促す効果が期待できる。
- ・協働の評価では、評価項目によっては、事業報告書や自己評価書の記載例を相当丁寧に示さなければ、評価できるだけのデータが出てこない可能性がある。
- ・事後評価に加えて、双方の意思疎通や役割分担がうまく保たれていたか、情報が共有できていたか、お互いの主体性を尊重できたかというようなプロセス評価も取り入れてはどうか。

2 未来づくりパートナー事業の見直しについて

平成 29 年度に制度の見直しを行い、平成 30 年度から募集を再開した未来づくりパートナー事業について、本委員会から以下の提言を行った。

- ・提案団体の要件の一つである「西宮市協働事業提案審査会委員との間に利害関係がないこと」について、提案団体と審査会委員との間に利害関係がある場合に事業提案が不可となるが、このままでは提案件数に多少なりとも影響が出てしまう。該当事業の審査の際に、利害関係がある委員のみ審査から外れるという形にしたほうがいいのではないか。
- ・地域力向上型は、助成金等を受けていない自治会にとって有効な制度だが、チラシを見ただけでは難しい制度だと受け取られるかもしれない。地域団体の関係者が集まる場で、手続きがそれほど難しくないと PR すれば、認識が変わるのではないか。また、地域によって課題が異なるため、それぞれの課題に即した形で助成金を交付するようにすれば、提案件数の増加につながる可能性がある。
- ・地域力向上型の対象を「先進的な内容」に限定すると、地域団体としては提案を出しにくい。「先進的な内容」よりも「模範的な内容」と改めてはどうか。

- 地域団体の中には助成金の交付よりも、書類の作成や届け出等、実務に対する手助けを求めている団体もある。
- 提案書の様式について、NPO 等団体が作成する場合と地域活動団体が作成する場合とで様式を変えたほうがよい。応募件数を増やすためには、対象にあわせた工夫が必要と考える。
- 行政内部の意識改革が進まなければ、協働関係の事業はうまくいかない。書類作成等の手間と時間を費やしたにも関わらず、協働での事業実施を断られる可能性がある限りは、提案件数の増加につながらない。
- 市全体としてすでに実施している協働の取組が 100 件以上あるため、各部局では新しいテーマを設定しようという開拓精神を持ちにくいのではないかと。また、「新規に実施する事業」が対象事業の要件となっているが、新しい事業を始めるよりも、現在実施している取組を市の関係課とつなげ、協働で実施できるようにするほうがお互いにやりやすいと思われる。
- 提案件数を増やしたいという思いで、1 年間公募を休止して制度の改善改良に努めたことは評価したいが、本制度をそのまま続けたとしても、先細りになる危険性がある。テーマ設定型のテーマは各部局で一つ以上持っているはずであるが、行政内部からテーマ設定型の提案が出にくいのは、職員一人ひとりが参画協働を必要と感じていないということが背景にあると思われる。例えば、各審議会の参画の度合いを調査・点数評価し、評価が低い機関に対しては参画協働条例をもとにした指導を行う方法や、各部局から参画協働に関する現状と課題認識についてのレポートの提出を受け、当委員会からそのレポートをもとに様々な提案をしていく方法など、現実を打破するための仕掛けが必要である。

以 上

【西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会】 参画の取組にかかる評価基準

評価項目	評価の視点例	点数
市民の参画機会の確保・広報	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント以外の参画の取組を実施し、策定経過（策定委員会の名簿・開催履歴、アンケート結果等）を本編に記載している。 策定委員会を設置している場合、多様な意見が反映できる構成メンバー（公募委員など）となっている。 計画（条例）自体が、参画・協働を意識した内容になっている。 関係団体への資料配布、所定の場所以外での資料配架、市政ニュース以外の広報紙等への掲載など、積極的な広報に努めている。表紙のデザインや計画等のタイトルに、市民の興味を引く工夫が認められる。 その他、市民が参画しやすい手続きとなっている。多くの意見が提出されている。 	5～1
パブリックコメントの公表資料	<ul style="list-style-type: none"> 文章が簡潔に記載されており、趣旨や論点が明確である。 内容が具体的（具体的な取組内容の記載、客観的な数値指標の設定、事業費の記載など）で、読み手にとって理解しやすい内容になっている。 表、図、グラフ、イラストを効果的に用いるなど、見やすい工夫が施されている。欄外等に用語説明がある。 本編の分量が適切である。（分量が多い場合は、概要版を作成している。） 概要版には、本編の要点が分かりやすくコンパクトにまとめられている。（または、本編への興味を引く内容になっている。概要版を見ただけでも意見を出せる内容になっている。） その他、公表資料に工夫が認められる。 	5～1
実施結果	<ul style="list-style-type: none"> 市の考え方が明確で、分かりやすく記載している。 一つひとつの意見に対して真摯（正面から向き合っている）かつ丁寧に回答している。 意見を踏まえた修正が行われるなど、一つひとつの意見を尊重し、意見を積極的に取り入れようとする姿勢がうかがえる。 素案を修正した場合、その理由が明確に記載されている。 その他の工夫が見受けられる。今後の参画につながる内容となっている。 	5～1

（5点） 他の模範となる取組である。

（4点） 適切で評価できる点の多い取組である。

（3点） 適切な取組である。

（2点） 一部改善や工夫の余地がある取組である。

（1点） 改善すべき点が多数見受けられる取組である。

【西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会】 協働の取組にかかる評価基準

評価項目	評価の視点例	点数
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会や地域のニーズにあった内容である。社会的な課題をうまく捉えている。 ・ 事業内容と目的が整合している。 ・ 実施手法に先進的な工夫やアイデアが見受けられる。 ・ 積極的（効果的）な広報が行われている。 ・ 事業費の執行が適正である。予算額と決算額に大きな乖離が見受けられない。 ・ その他、事業内容や実施方法に評価できるポイントがある。 	5～1
協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案団体と市が協働して取り組む必要性の高い事業である。目的の共有が図られている。 ・ 提案団体と市の役割分担が明確かつ適切である。 ・ 提案団体と市との間で意思疎通が十分に図られている。 ・ 提案団体が単独で実施するよりも、市が協働することで、より大きな効果や成果が得られる事業である。 ・ 市以外の団体との連携が図られている。 ・ その他、効果的な協働が行われているなど、評価できるポイントがある。 	5～1
事業の成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案時の課題を解決できている。目に見える具体的な成果を得ることができている。 ・ 多くの市民の参加を得ることができている。参加者の満足度が高い。 ・ 多くの市民や社会に良い影響を与えることができる（と期待できる）事業である。 ・ 事業費に対して十分な成果や効果が得られていると見込まれる。 ・ 今後の発展や継続が期待できる。他地域や他団体にとって、今後のモデルとなりうる事業である。 ・ その他、事業実施による一定の成果が認められる。 	5～1
作成書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にあたり作成したチラシは興味を引くものである。参加者向けの分かりやすい資料を作成している。 ・ 事業報告書は、評価者や第三者から見て、事業内容や成果が分かりやすく記載されている。 ・ 自己評価書が丁寧に作成されている。今後の課題を正確に捉えている。 ・ 予算の見積が適正である。評価者や第三者から見て、決算書が分かりやすく記載されている。 ・ その他、作成書類に分かりやすい（見やすい）工夫が見受けられる。 	5～1

（5点） 他の模範となる取組である。

（4点） 適切で評価できる点の多い取組である。

（3点） 適切な取組である。

（2点） 一部改善や工夫の余地がある取組である。

（1点） 改善すべき点が多数見受けられる取組である。

評価報告書の作成経緯について

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 委員名簿

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	中川 幾郎	学識経験者	帝塚山大学名誉教授
副会長	川東 美千代	市内で活動する団体	西宮コミュニティ協会理事長
委員	梶 泰享	市内で活動する団体	西宮市社会福祉協議会副理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	東 朋子	市内で活動する団体	NPO等と行政との協働会議 NPO 部会長
委員	中田 一郎	市民	公募市民
委員	矢野 正	市民	公募市民

2 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 開催履歴

回	開催日	主な内容
第1回	平成30年5月29日	・西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価方法の見直しについて
第2回	平成30年8月22日	・西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会における評価方法の見直しについて ・未来づくりパートナー事業の見直しについて
第3回	平成30年10月16日	・平成29年度の参画の取組の検証について ・平成29年度の協働の取組の検証について